

平家物語

長門本

一一

り 5
2004
2



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

門利5
2004
卷



平家物語卷第二

不_却相_舊廣_達氏
藏書記

師高燒拂溫泉寺事

白山神輿振上山上事

牒狀等事

院宣事

後二條閑白依山王崇薨御事

高木女院御隱事

建春門院御隱事

日吉神輿入洛間賴政問答事

樋口富小路焼亡事

時忠卿被立山上勅使事

師高被解宦流罪事

明雲僧正被流罪事

多田藏人返忠事

西光法師被云捕事

成親王被云捕事

師高燒拂溫泉寺事

山面と上古ノトトウリモ白河院比御時
免がうれくゑぬとひやすみえ爲俊守義
ハトキ千寿丸今大丸とくたどりのうてゆる
千石たハ三浦比治るを段河ち、主大丸と周防の
國の住人清とく肥後ちを明院の山時ひを季範
源左衛門の大夫子とく康季の内ち同秀より太
夫尉父子ちく免し仕ひれそ天安はらがし
ゆとせくかき子な外の程をとすもほんて義

あて／＼此御時山面の者共／＼車の外ふと見え
る公々殿上人を物より致す礼儀もあらず
急下わ面より上わ面にうきて上山面が殿上
をゆりたゆきあり有すがくは年行りあり
おれらもとと有す其中に故が納言入臣
大とよ師完成京といふすのありす少室入
つゝと／＼かくおしやなまき／＼うらぎの
まなづれとさり／＼のりづれと院の
御目つきかとく免／＼ほのきれとが納言

入居八事があい／＼時二人共に坐家して法名
比一室をうへて左房つ入る西光右房つ入る西
京と云ふ云けろ二人なりゆく山藏於りと免
くはのけしり其西光主とを稱たりと
をうけんとてあて氣をそんひ／＼左房
すとなりとせんえと土月十九日追儕除目小
笠袴をた住と國粧をあまのとめり、柳の
ひのくひれい法行を／＼余り神社佛寺權
さんぢけの庄候をとあくさん／＼車共

そあてら、たもしセうスラのとをぞと川
がんじんの政をアシヒ危うりしによ渡川
お城のすくにあまキハしく程に丙午八月
小白山本寺の温泉寺しソア山本山と湯
行かの湯に目代馬を引入て洗ひ浴を大
泉やあるとされと山權現の一切泉生れ志
や病のくほりのあふよしと浴所の牛湯なり
お石馬を引入て洗ふ事らうせまくと
せ、いとくとくとくとくとくとくとくとくと
せ、いとくとくとくとくとくとくとくとくとく

白山中宮八院三社の信長更智積覺明等
張本とて舍人男よりとてをたり馬の尾を
わざく追放川目代中務も馬の少くい
例なくとく度もせんとせんとせんとせんと
右ち一馬の尾をきろへたれ左有左ち右
きのれも馬の尾を切たりととをゆる
と云ありて又とと國方が大夢を抱へて
かく奇く温泉寺の坊舎を焼け此事に
金川ミ八院の大泉比中に秀衡、源にせん

といがを大船軍とて明代房志川大房
旅登房か賀房越ち房かるしに山の
大い少而余淺はくか賀の國府がもすて
諸侯いたる所りそ處へ使を遣せしむ
日代をも車志川を思ひりん處屋にと
まよひしてにけく京へ我登りにゆる

白山神輿振上山上車

大鬼ちのうがりておれよりぬりそ食た
くらむとの所を本山の寺と呼詮名

山へ祈(まこと)ひておせりかなふや物がうも
あらなりのく生土(ぬづ)と一内(うち)せんじ
して神水佛水を七八四年八月から山へ平
木の山輿(やまびき)なりしれりの大鬼三百人
少人山輿(やまびき)をさしけまりと上路する當時の天
台座主を明雲僧正とてかけ(ぬけ)たの事
を、おひえ寺當法師宮仕法師二人在
當時左院の清無院詣也上らくめられたり
ありゆきの許ゆるへのうとくく是がゆゑれど

古の時上洛せしも、既ヨリ修了れぬ共
而山の大鬼をさすに明雲僧正の事をた
給ひそば跡の大鬼てお余へせしも、
早去のゆ輿をうけいとしかひたの観音堂
に至るまゝ、山の大鬼を追返すもあと
奇々々々歎支々るも亦此祈せし叶ひにあら
うの生土へゆくと誓ひたるに、川へ
うちかのはどうゆき事も皆口脣タ孔いつ
れ色たふ生土へかへるをうんと一とくに

神水佛水を飲つをして、日ちをとて八月
二日午後立そくさんくやうすたる所も
内供の大鬼十そく一千余人とくらん盛寺より
用いた六日ほしけり、不令仮宮一入らむ給ふ
爰ふ一兩日滞留し、同九日留主所より條状印
使者より橋次郎大夫則次但田次郎大夫忠利
忠守所條状、而山中官鬼徒侍
欲早停止鬼徒參洛事
條主將神輿、鬼徒企參洛を致祈返事に起

非無不審因茲差遣在廳志利尋サ子細レ所
為石井法橋訴申令參照ニ由有返答云此
條理豈不の然牟依小事のを勤大神哉若
為司之沙汰の内裁許訴詔丸者錫其解
状の十上也今哉察状以時

安元三年二月九日 散位賊部朝臣

同 大江朝臣

同 源 朝臣
目代 朝臣

と書たりハ尙依之東使返條並帖云白山中宮
大東政所返牒留守所衛

木條一紙被載送神輿 祀上萬事

條今月九日條狀同日至來依帖奉事子細有神
明和合、既定吉日進發旅宿次以人力不可成
效、乞寫、慮豈不忍哉仍以後日往條返之狀
子細狀如件

安元三年二月九日 大東等

同十日佛印伏土乞折ばつを終日同日又留ち

所々丈二人より移入大夫成貞橋次郎大夫則次
小野代山少大眾比後陳少か川村たり則伴の
使者彦馬して又馬の足折れたり是を少く免徒
訴神力をとふ同土日小二人比使推は少至來れ
向へて追條か一也とけをもく使者神輿を當
まろといへ三事とせん上治に明雲僧正章う
まう神輿守護免徒狀云

謹請

延暦寺御寺條

欲被裁祈奉振上神輿於山首代師靈罪科事

右惟令言上子細干今不蒙裁許數に向神輿入
治之處梓以條是一山之大訴也情業事之情
白山之錐互放地是併三千之聖供也雖有先田當
位有名無實也無ハ佛神事既絕於無也仍當
年八月三十日同以移入京山少大眾權現和光
同塵之來意候と未參向詳社之後又以所役
當此時而源歎切也多者奉振神輿所賄參
向也永忘向後之榮也天供鐘從寫莫氏
勤誰明莫乃し德在千人偏連廢し用源也蓋

全立現将来吉山或權現し御立現車し為制
不被拘制法既乞許敦賀津便由寺條之帖
止神輿上洛に依り侍店裁穀之帖如件

安元三年二月廿日

衆徒等

と考書たり事は同サ一日ちん當此帖をえ
攻乃けりゆうへて裁穀をお侍衆にモミル方
衆徒木切をふ神輿を以ひに生モよりてと
はやとうつし衆にゆか一守護北者共せん
當法師官仕法師木是をよどきと白た少袖

を一後とくをく酒を志わすてたり宮仕せ
ん壹志わざして若後も志すに碎伏り其間
に早木比かさくを益玄東旅にかりてみせん
古木を志やなり升うせを通りて二の國河
内のけすよはキツアリ支より舟よひを
か走れせまく東坂本一がくわたらんといふ
所生辰已ヒ風向うく多く小松、渓に拂ひき
掛けたる山也大衆よつての山おもへをさ
らけまくとせんの夜内にしきを

まろ山門の大衆おびんま／＼もと本社比神
が御うちす本社比權限比たゞ／＼寺
比僧徒に至／＼か／＼本山れ大衆と同／＼日
代ほとのこに一院を至／＼もいつてつとゆ
たむ山門は大訴たら／＼但當時院は由
然地すてゆ候をおぼま／＼せじとを立山
比權限をと日吉にはあ人の社といひま
い／＼せたり早森也お／＼をたす／＼んの社
が立すのまく院の屋敷地候ゆ候をおぼま

らせり去程下院既下向山門の大衆
が山門に持せんを詣てく寺は僧徒おや状
かの如／＼おん實此事り／＼かく參あく
く師多のを流罪にかこがれ目代り移つ
移をそんよくせし所をたう／＼卷写せ／＼
を裁許通りクリと大政大臣以下さし志の
るへき公然と切られをくく由裁許有へき
物をそんもんに持せり／＼む／＼お化に失
ある事也大藏以為よ／＼たゞいの師季仲も

朝家の重臣也。いかゞ大氣の訴語により
ミ流罪せられにた師高もとか事と物の
教がくにあ細にやかき色たと内にハヤされ
タれ共あとけに底へと來す人な
大臣をろくを重んじて物、よし少佐と
罪を恐れ、いは免れと、よ事なれり。と名
是をともそち、一々其とん比えに、公々に
もかひさ祐もろぞをばりめとてさる
あらぬうす(に至るす)て身を正され、君を
いはれまつと力を画して國を会へ、元々も
がせしに武威もかをうて天下を志
川急し入たの志共く重盛もとの夙夜の勤
志をほほえむ所かけり。而立ちしに孔と
じふれといひ師高一人には、かまく祠に立
かるすすやざれ共いは先ヤサて、て、
君は侍ひ私法のを哉せんしやの川へ
もをゑにげく、後車のえふ事をゑ
さん全とおも、萬仰を大宗、候られ氣

君もぐくにても川うへま人こゑやたはせ
くいりいさん君臣比國を立たらんよがりて
物々又立んせ以れ改めよのえのりんよふみて
を産加佐川のち双六のさへ山法し見るより
亦心不かあはれりと白河院も修竹り告
ヒヤ修(ハ)鳥羽院のゆゑ平泉寺ひも
きんぢきうらくすくら(モ)ー其きひへ
のり色小(ハ)山の裏徒ならまちア強劫
して奏状其狀云

延暦寺衆徒等解中院廳裁事
諸事無息^ハ任延慶寺條以白山主
衆寺永為當山末寺狀

右謹於東内去應德元年而山僧徒也以彼平
泉寺宇の附當山末寺已畢干時座主良真
亿吉文貞成寺條付彼山平自尔以降化無住
僧也詣詔不及衆徒之沙汰^ハ間去ル春彼山之
住僧未來折干當山是延暦寺之末寺也應德
寺條也足證^ハ矣爰宗^ハ以彼別當

誠非法監行。遂日倍增積熱為忙。間以當山
欲為至城寺之末寺。此除當山自本非無
本山院中日吉友人宮八。而山權現也。垂跡猶
側被神慮定有其故。久慮變非君之
不明。非臣之不直。我山佛法為以欲今滅地也。
泣而有條。作蒼天。揮淚。何為丘中舟消
魂。衆徒若急緒。朝威者懷愁。不。止。一。山。
強動裁報之。何無還迹。乞願哉。曲垂息
拯。以。而。山。平。泉。寺。如。舊。而。為。天。台。寺。之。由。被。裁。
許者持慰洋。約三千之愁。吟謳羽仙院歌。而。之。
遞。終。仍。勤。狀。謹。解。

久安三年四月日

と。義。書。だ。り。事。て。些。少。狀。に。乞。下。さ。く。院。宣。云。
集。官。軍。の。變。雌。雄。之。由。征。於。山。上。凡。少。諸。中。
此。事。非。虧。慮。之。間。武。士。解。郡。故。返。本。國。早。
如。衆。徒。中。者。作。上。裁。之。間。六。時。不。所。之。計。法。
不。退。將。之。條。非。無。虧。感。然。之。於。而。山。平。泉。寺。
其。沾。舟。山。川。早。此。條。依。不。淺。當。山。改。依。以。非。

為理所不宣下也但會一山之峻拓清寺之峻
允於自今以後公の停止非儀之監防し由う
法觸仰慕徒之旨所作と仍拵名アシタマ如伴

久安三年四月八日

民部卿於和

天台座主中房

後二條園白依山王京豐鄉宮

前大江中納言匡房とて和漢之大人化され
ク多精と神學を陳致すとてくづいた

やすん時より君いて叶ハ夢絶じ居キトナ
され名に實にゆきしかく事ゆりとて修
礼ル去加應元年紀の貞成ニテ涼のりつま
嘲臣アラシとくは新之の床を倒して山ノ久住
者丹應を殺かひず此事訴アサムとて大氣
散爲アヒテ開アヒテ風土を河原アヒテ
やく延暦寺アヒテ寺宿アヒテ三十人許中文を
さけずか至りてやく陳アヒテまんアヒテを

後二条院の殿中いよの源の頼治小僧
 をうちたる内裏へ押入らんとする間う
 けり。郎おハ御見をりる矢にあらをひ
 父幸まの二人社師所司の方へにけさせぬ
 えんと僧縁子ぬを奏せばたる下落
 物んとおれど武士を西坂乃りと指せ
 も入られず元き大京日吉乃神奈中堂に
 抱上まく冥而殿を志ゆく。もる未若
 如初乃事とぞ。神樂をうたかしも
 る事足。始と於承かすとくらばに第ルカ
 と仰され亡國べきといつなう治方比山時
 大京化後本とくねあた丹おふきうろ
 先づくゆくに多ア山王のゆくせんい
 さたよづくは則罪名をなす。見られ
 えよまくの山だこたアヤセ給ひ。そし
 されより三千人の衆徒等を八王寺へ集て
 信積乃大げんにやまととおもてや

あけろとすすへと中ノん僧都也其のせ
川ほと表白ふ秀うなまとまたとす鐘サ
かゝ大音声をかけくわざしれども蘇ホ
のきしに牛馬より生したくらむちもろ
せれ至し鶴乃山神まほづるニ、ト
たそか、後へ後二条室白石、鳴矢一は
あたせたまるとさす三千人ろ衆徒さ
かくと長く住山乃里ひをたちこえり
思ひがくとく八王寺權没ニ、ひは
まうらん事ありととや權理ゆ
内納受可とせぬつらヤヒをたゞ三千
人乃大東一周小北とちめむら甚ひある
人八王寺の神に詣そ通夜をちりりり
夜の音小々てりるを内廢の内だけのき
拂声ふく兵主くとぞ三禮乞ひを近江國夜
次七郎おがいとす無主乃大明神たゞし
はくまくくとす妙法ひ夕礼と神
北金んてきかくぬくセとを竹禪禮也なげ

既ハ歎トモテ乃ハうな重ノほどアハ作リシ
 ハ矢を志ケルのうにオウヨセニ西ノ府
 稚ひヅル其がよもじいたしく京中
 を略過ニ至り。所れオヤハサヌ
 飯リ。少つとて夏うち御手入る
 よあけれニ歴カタメ矢の程カタメ矢の
 声山くもへの大たけをかへく西をさ
 行め。かへ事もとがりひづる程
 其行ニ多慶也かく乃役一タメ
 待ニ礼を至乃はミ十乃モウカクに坐
 ミ乃ま一ニたり。其を拂ひ去り室向歎ハ山王
 丸との免として。リのロウサキ。内閣
 礼也。く座のくわく。お詫ひく。のゆゆ
 みて天子主に源氏始序乃座えと
 オレ人を大名もと。に登り。世にゆへ
 り。生後九人ともが。まきしん志
 えに祈や。され。それもねくれがこだり
 やす。おひき。其の後も。うりを大

殿に北の政所せきそくの所欲たのむやうりや
かすりを至はれせぬひそ忍ひそ十
せんじゆ山内に七日内氣絶すと冥而
之逝みちの由病を至るを命けづをた
げけまめらへと死ぬよさせぬひりか
をうちあんとの死命たづけばせぬひ
ゑふり一にも東坂りとより西坂本へ
回廊を下りて山僧らゝ三の山乃希祐也
とその書寫雨露を走らんがと一ひと
八王寺はあがむせんぐの山前と回廊を造
てそ大衆以下の中づり下向のとりかに風雨
を志のかんとあり下を三千人の衆徒に毎年
比々小社一つたせまつり祭りへててまつり
か一社の間都のすすいをすすく宮殿とて
まつりく宮はのやうに危く一とく長く
法華八詣たゞんづく修行りへててまつり
廟比内神未退転ちく又七社も權現ア
内百度四季より出力をだんすづくのみと

大國守をさけぬ色にてまわす
ちの娘の玉城一氏美女と出れを
りて田舎をせしめそ七社の権限に見え
せまうじとあく三頃有^是此の三頃
心中ニモ思ひてはれん人^是を志す
翁を山王權現してよむハ礼させ
きし名書かたがた^是身の毛も立
え(ク)れおとく其の出明國御墨より月
翁の三吉とや考^是ハ内^是一人をほ

そは至しが、お翁^はだりきるには^は
事前^は庵^はかとす一時は、のりゆいかとす
庵^はにゆきとれかとく終へたり^はれ
かき、とせ速^はよりかといこし^はれられ小老
て二時^はのすく生出^はせん^はの^は
に^はりと^は章跡^は事^はいた、とく^は翁^は
諸人^はハ^は是^はを^はる志^はく^はく
大急^はき汗^はかし^はいと^はる^は
我丹宗^はも^は法^はを^はりうる^はに^は途^は實^は

報花王の少主我控と云あくまうらんの座小
ゆうけり十地えんせんのえい和く山の林
にひく鬼川の玉害をくせつんとて鬼は
れしき早そと口をきく一皇帝の宝祖をち
うん為か雪深きそよく七夜を明け作ル
まくおれり至否あ冥向り終さ祐れやの
うん所志をくじ詔通く所房の少主れりまん
か為かの七日あまへに參詣してかん
うとくたまてぬ後をかう一そせゑての事
に至る中少将ころ三頃御オ一で顧
八王寺の社ぐふのニキリに四廊を三々衆
徒の衆社の時而御の難をくせくを
とよの頃まいにむりうそーされ
我山の山僧少三の山の衆行の間お雪雨
病にかりうそれて引んの部をあはきよ
因く又八王みの八所ゆの回廊是又誠に往
之事にかくふらしされり一子に衆生すよ
こゑくさとりゆ一されりあれあくまう

がりへ一足をあまきみく和光因塵のけ
川ゑんとてよの林簾ふれをせあめくゑ
小ちかはうしゆのをとあすれさんとせれ
と四廊乃額をうけかげえん色かじれ
次女人の娘王土守一の美女をりく田禾の事
はあくと此額の事やにほきゆれかうり
せゑくの思ひのひすりやがほくにむるる
色くといつよお方政溪向の山娘たちにいぐ
左様の至くをりせれあすらへたすわらんる
多くれら此額とくし小不けされりうけかほ
くえんとてよの林簾ふれをせあめくゑ
小春絵志くさみにまくはむよお此事又
因しく、いとゆく思ひもふ左ハ右れより大
殿下北川政所ほよの人を我下殿に主をり諸
人かひひそした多く、つゝこれに同産せさ持
まる、きたり事せかざますと一、此教の中に八
王モハ諱にかきそと佛事あれをまうけかほ
くめに今生かひそを叶す、後生をばたす

けまくらう。ひ思ふへかすまよふにやすの
眠ふんめいぢだりだれと左あたへうるしく
思ひ絶ゆめり。と後そち武士少佐く家を
馬のあつめにきさせあらし多くキレなか
むり官仕せんそく。並行されぬ三千衆徒かく
なく本山へゆけほりが免れさせんせんさ
すを天をじかく。地をうふへ則衆徒乃
うれ、とおも志う。かくは教子とふト共
うどる矢列が真打。諸人是をニよとて子が
たぬき多れど左の卫門の下に大らうかハリけ
乃口もうりうと至ふれと血流れたり。ち人身の
毛たちうがそろへとこゝりかく。是ハいふ
我が事、いのれかかく。宣業院てうりえ
力足てんとく山王のう努めし斧是をだ
うめ給ひ舞北乃政所の心へ中、いはう
ちうんぬしに自身の元立派はれそくく
ゆ下向づ。い川あうて落たるかく。移そく
出よかかく。さに人目をうけずすを終る

下向行山志乃程おえりしれらきさしと佛り父
母れ恩のつ事大御のよとくと度修し
名神官がまきりの事あれいのりも叶ひ
給はタアムル給は内受かく度重のやいこの
御もあらむつしのさりとほさよくとは
うじづれと去承傳元年六月廿日大殿が先
たせたすしき給ふうせす皆給ひ下りてみ幸
八ヶ山詣れにけくあしけりくと人そぞ
ら夢給ひりれ共す多々かふ事も急ひあり
あれを由命をせかくを給あらゆるとか
かを由命と呼ふは必ずとを給ひん候
少先たせ給あり口を一時ふとくわざ
かく一ト事と此由病のん病一をう人ゆうあらふ
久と由前小人り立候すきだらう今次程
此事にくたく大はけたり入り入棺しまる
き候をかうすあり大殿是を由うんとて由度に
じせばせぬひ度ゆえくかすのの大明神
此ゆゑをやうかうすをぬひミヤセセ給ひり

事と發行御禮あれ。など山王大師のゆきを
うりの爲せうち世を早めりよりかく仰りま
にけらをうむにまねしハシ宣業かさり
あり命をやすむおやかま事をしやまがほ
くめられひのよのかひだいしきゆめをりとのか
だちにたりそ詔ろへきくや仕づんとやさむ
詔ひたゞれと内納受けりえ略のよ急ふゆを
まきあえさせ務ひミ入籍事をひりにタリ其前
に中にもよハ傳此事冥白をうアルヤセ詔ひて
るうへはまず不及半手八王みゆいきとすよぐ
して後二条冥白を八王みゆいきのゆす
比太もん寺くべトにゆえそせえまり詔かる
きつ凡あきさゆる夜よわしたけんあく重く
ひくくふくみうへかくすらを上くかめま
かくもくく所に宮やり少つまとあくせん
され多ハ都ニ二条冥白がうかうと云ふ
せ山王のゆいキとをてあかくあまこのちんまく

乃下に立えられを此處へまことにちんとて左右
八社をかりてふのうもあきだまし宮仕是をた
ミ大殿へおのづきをやめゆかくは實
否をかくほれとそ侍き人をきく所にか
ひたゞくねのくぢと十毛共一定裏面方より
志す魯子せうたひをかく所にゆるいへう
いアミイよゆふをハあれりやつたをニ奈川
白毛ちみうとひふ者と山王のけいモトモリシの
く志くはす中育まてもひれりて比大げん
至くの下に立えられまゐ其故ハ大殿の北乃政所
を説せらる爲にゆくうんたまさせぬ中に八王子
比法花八達はうけがけめく後生菩提をた
すさんとおはしゆうゆうを立ちみう死したるは
きつとめうれさらによき太の大けんざくの下に大
神に祈り仰せ誓えどもなすう事ゆるへくわ
件のハ豫をほじりとおの若を以てうそれ
並の前にはうれいとくらむ所にもとめく火と

より仰かん所にとけよめらしくある
とやか座に先立まわるあ身はくほうのほど
ちきくすすみすらへいそとゆく此よりをやせ
とほのうそと面おほくとすらが見能く侍し只
今みまちあらへて左右乃神を奉す所へば
くくもせゆき此よりをやせハ大歎修れる
じ一初乃神をこゑん命を免されぬるくつゝ是
程又もの足りかんとくふそひくあれ春日の大
明神とぞうが宿主ぬにあそ同一氏子とやな
うう閑白小の身う程りのをすくさせがくし西
之尾程すくまで物をくせめさり給車生、世、口惜
くいとくと紀はう、らきひひき礼共かひくき車
少々をゆきる扱ハ豫徳とのよとて日別小供料を
ゆくくハ津をほとめせん七日とゆりか小閑白友大
石の下をののれせ野にゆひそ紫雲にあり
きれりかうをりく室ひづらハかそれえし忍る(キ
と七社柱邊乃は夙情た乃手すれまきとハ玉穂

現の本地千手せんえんのうちことお法華八論
ハ功德にまつた今極手洋土へ齋りるる安
く田石ひと方をまきまわりもあらまづは尼シト
告志免して大殿庭上にばり坐さぬひ
く西一御紫雲にゆひを含セ我を同く
具そかは野そも人めりほくさんゆがりを上
てあめキヤケム船へとかじか共後かの八論の
ため少く家从紀伊國田中の庄をせよせらる
くち老す不完全りからず般小失ミキ」とよ

事ハうなれど生死のむきて不孝きよあらひ故
んとくゑくさんせん十地くきやうの大士力及
ク事ならぬとあひくそく乃山王ふかけらくかよ
くく船かへしやあれまくじくはりきうらほ
をんるれむ物言ふとくを多めぬさればじう
より今も山門の寺せうハおぞめく事
ヒヤタヤ作へたる

高森女院御隱此事

安元二年六月二日高松女院かくれせすひ

七年三十三是ニ鳥羽院才六の姫宮二條院の后
はくたゞまき水萬元年にゆひ二十二少く坐
家内にまかほつ乃山仰天まくすを人ノ人
かくすまう事かたりあ

建春門院御隠之事

同年七月八日建春門院からせりササ給ひぬト歳三
拾又是と號左大臣時信の御娘也法皇は女御當
帝高倉院の御母也先のひふ不候の御事を
はくさんとそひ考仰し然御坐てゆき事で

四十日に本宮小參り候て絵ひくさんあんわう
ホのため小胡飲酒ともすじをすせたゞま
あふたかに大雨降たりあれと音をとと免す
めく舜ありせんと伏て崩れ、棺現と免
くせ絵ひくさんと去る。此より中身の中くあ
くせのゆきちてちく思ひくる。又んぬち十日
院等を坐ましゆき今日に館上坐家のリス
タヌ常の所よ其を絵子院や乃山歎中し
がわくしてトアツウのせんとをアミガリ

タリハ止まらず乃の少せつを取らんに
をもみれり其後わざと一宿者乃等つ
云乎ゆゑこの玉大加乃庄を久されく欲きる小
院の内勤至りやく詔とく人ゆ失は
ヤアリヨリとくんぢんつかにちてセリシヤ
たんたんとくへどもくと三度も院の内前
ちかく至り玉太席ゆきうれゆしやでけり
リ院のほり入り終ひと彼玉太席を退詰
ひき

日吉神輿入諸司頼政宣旨事
同廿七日六条院崩御がんと一十三故ニ六条院乃
は嫡子並も一歳又歳りて太上天皇の母也
御一かども未ゆ先服かくて崩御七八あれあわぬ
けれセ治承元年丙四月十日ハ日吉の六条院
へアキテ八王子宮人十せんくふの三社の
中輿をちんべへすくまことと詔をうを流

罪きもをひくと川たゞさんと西日本
さうじてれほいかまのあたすのそ
い院法藏寺の神人官仕事はんじ
声を上げてすずめの白河乃北のあわ
きえをねまつる小ほまとて祇園北所
二社をなむ一社の山輿をちんべくすく
もう其時の皇居、内裏がん院所をゆく
けりに白玉令瓊像をみ給ひまろ神輿
ゆきのえりよかやまて日月の地よあゆ
れとあやゆり一糸を西へ入るなりひる、十七
の山輿ナフニ多かはれ宝町を少しつ
せりいれは源平の四方乃ちんを
かいたる其とき平氏の大將軍にと小走
乃大臣重盛公ふうの事ありされば直衣ア
矢かひくわからず、小黄、すらりん乃舞
置く素て伊賀、伊勢西の山とうとく共三
千余騎相見して東表の左衛門のちんを

かのたり涼の兵庫頭頼政が文納のかりよ
以上まことにいかとくのよ術のよきりぬの
そやひを後の方のう乃真中よりおみすり、いわ作
りのうちがり先あはきすりかけある馬、
白くさんんの勢までテアトリもほく原
を抜背競唱とて一人當千のはやうかので
つとう三百京人お異しくわちんのかく門をモ
かかむる神輿、かの門より入セタゞをば
せらへけれ、頼政さうぞつゞりにて神輿を
駆座しまさうしをみせんとするより毛カラリテ
えとをぬく大將軍かくじれ、家のよ歸ふ
以下三高余へせ甲をぬく大しゆ是をみく
松の木さんとあはらくはましをゆくもる頼
政を御ひよ渡辺の丁七唱を先して大しゆの
中へ使者を三唱させひ三度セ長セスヘリある
たれとこの白くきをけかづ、褐衣乃を被ひ切
たれに毛のうかとしの大荒田のよ術ひ乃かぶ
物せたるに廻るの草のうや乃太刀はすて

源の内をやへて後も入るサマにてちが
らぬをかひぢてゆきと先輩のちにヨリふ
とくらむ大刀をもつてたりかある馬のよと
たくすとくら鞍置と鞍乗法と御車と
既小をつかせりと馬を走て下り甲を左のうて
かけとくらり直して坐のあよもとすと
之やをもとわからずのか前をと源の兵庫比頭
頼政がえられそは大宗の主とせどり者、
源と两家左右のはまのとくほく少し勝
争はせりと源氏にかわく保元辛治よりこれ
役をして、大略がやうわとくかりゆきとすとくら
をしれ身にくらひゆる六孫王のキモトハ頼政
一人もそひへ山王の山興うちとへ入居たり
其間は間公家かと小さひをとわる所はしき
源の友無四男たちへをかたしへじよ
せんへとありにとく王土ふをもはれかう
勅命をたゞ杆せんも其忍れむるにきてな
おもへは此門をかのそい今度山川乃内

せう利の條を論ひあ程ひ乃ほもや
よ其すとも、かんへり、其上頼政といひ山
王にひきかむけくひく敷ひこさともその門
をひきだり入アシトハくはより神威を恐れ
奉く神輿を入番し物はんハ倫言をか訴く
にれとかゆリ倫言をがりんして神輿をくそ
れをも、と冥化照夜はづりか、トあんた
是に伏すれりかつとす、ト玄内大臣以下、
官兵大勢にまかく多そく川をひやす、セ
給ひて、いのト勢は氣をほそびして入るが
あいぬる物が、山の大鬼ハめりいんちを
トアカヒテ、アリんをのせめさかあせ、ヤ
ハクン事も山乃古名わヤムソムシカ川と
殊に天聴をひきまうんと思ト見れり、
卫門共、東西乃多勢の門をむすび、トセ給ひ
人を給ひ、よく山王乃カ感激とめてたゞ
ましく、衆徒の山をセ、も土手、一レトモ
ほさん事今一年味にくみぬれ、御輿を

左衛門のちん（ほべりや）からちくくいす
ろきんぐくやうう今（をかく）くすくせぬひくつ
力及（ひき）は後代の名（なま）前（まへ）自今（じこん）以後（い

か）六（ろく）孫（そら）王（おう）（とくに）ち矢（や）の手（て）をあわて
をあらね（わ）すめ命（みこと）を山王大師（さんおうだいし）にそり
か（か）神（かみ）をほお（の）あは（こさう）れ（と）ヤ
せ（せ）といけ（け）使（つか）渡（わた）き（の）て七（しち）喝（かく）と（と）あ（あ）は（は）
て（て）あ（あ）ひけ（け）乃（の）袖（そで）を引（ひ）か（か）め（め）てか（か）く（こ）す（す）い（い）れ
大（だい）氣（き）（き）をま（ま）る（る）余（よ）の（の）る（る）細（ほそ）に（に）や（や）及（およ）ば

ち至（いた）し（し）と（と）ゆ（ゆ）其（その）中（なか）西（にし）塔（とう）法（ほう）師（し）津（つ）
堅（かた）者（もの）豪（ごう）雲（くも）と（と）ま（ま）ち（ち）三（さん）と（と）一（いっ）の兵（ひょう）口（くち）利（り）
恩（おん）信（しん）あ（あ）り（り）る（る）蘿（ら）黃（こう）系（い）が（が）と（と）一（いっ）乃（の）ほ（ほ）巻（まき）衣（い）
あ（あ）ひ（ひ）きて（きて）太（たい）刀（とう）モ（も）小（こ）を（を）さ（さ）く（く）す（す）と（と）ゆ（ゆ）
と（と）此（この）類（るい）改（かい）と（と）此（この）地（ち）下（げ）下（げ）乃（の）み（み）ゆ（ゆ）し（し）事（こと）を（を）欲（ほ

く）
い（い）と（と）ち（ち）く（く）大（だい）内（うち）山（さん）乃（の）山（さん）木（き）荒（あら）木（き）骨（ほね）を（を）か
と（と）そ（そ）昇（のぼ）り（り）し（し）や（や）さ（さ）か（か）と（と）こ（こ）そ（そ）ん（ん）か（か）と（と）
た（た）十（じゅう）と（と）ある（ある）大（だい）氣（き）（き）を（を）あ（あ）ん（ん）乃（の）衣（い）ふ（ふ）か（か）く（く）には（には）み

たる志がれ多大の慶すや第、今頼政、弟
やたつら所持乃いれがヤン行く神輿をせり
多てまで衆徒させりといへりすとせんゆく
大て手を打度すりても後代の名もいづく
めさし、頼政、六郎王よりおれも弓矢の藝を
人を、すともかくを知り、がくにうるふ於え、
當家の職をいとひずん凡月乃連者和歌
七八人を世に祀り、有り名人を一とひ近
清院内侍も明友子と清座の下令は源山乃
花と云是をせん中年生まれなり多幸左中内局
りとすがと用へて數人とどよよニヨリしたじ
と頼政をされ、之をて仕たりあら
立山本の其精よりみさりし様を先にあらはる
とよを教を讀たりかと天威あり清座魚が
催してちよく政くよ飲く名を上たりし者をか
し又因院て此時候頼政へ引此向くへ立
そかるうやしのを務めく
遠山をまほぶゆくも夜くまめく人のうる

さうは主に御方で小内をじよそおきりはまつた後
うちだりじかげよはまと云ひな候そ
水をすまひまくちもまきりひがりいよ
と務く勅ん少納め者せかし禁乃とひまくらん
弓矢にとくそおと石双の者らと近侍院事時めえ
中化き竹の山には事にいかあらば天德を
がと説くをる公々せんそめく武士少納く射^ミに
定リ頼政を定して佑れと仰下さる者多く内裏
をちやうして左近ノ多利舞しよ小不景かくす
て業りべと仕立手にありぬ頼政思ひ若とけ
サハ幡^{タケ}舞りはりほる^{タマ}にそゆる正風を方
ま川^{カワ}へはちどりがふよろととととととととととと
切栓^{ハシメ}され物をとハ幡大著さ川源氏を極め
終^{ハシメ}にまち矢小あちか筆すまくを行つとむ
いづて志け後^{アフ}のうかまく矢二すらとりくとて
竹の山^{タケ}舞りはり上^{アシテ}下^{シテ}諸人目もくはくら
程^{ハシメ}不夜^{アシテ}人志川^{アシテ}て後^{アフ}の性鳥ニシテ^{アシテ}
かとほれ云ふをるふ毛とる頼政がとくとて

一矢がおほきからかをうちくハセモヨシモテ
寺すかのてもやうと云う大もじて雲乃上へ
有り花を化すがふらの事からと説いて上ハ乃
うるまゆりあらひれもさう頼政是を又ニ乃
矢にかすを方くいりしたてにむきててもし
何えをすと射たりじゆつとまゆくわすつても
としたりひとにまゆへそえられらえうすた
と矢はりする大上天皇御感乃やうふ裳が
一重かつけるがくとすとての前の方は
をあま斗なりてお候て之用乃ちりゆすとの
事なりに左大臣吉原左大臣ひとい
五月五日を仰せらる今夜がとせぬ生うけ
らる多きれ三階よりのことを川見て左の袖を
むちげくお衣を給とて頼政太のじよあしと
五月五日を仰せらる多きれをうめとせぬと
とおののくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
雲の下にかとたまをあを射る今頼政と
又にゆくえありとそほのたる足がまろ夫

取之もからじか一斂きの力にあり至りトヨキの
方乃山主に手をかゝて帝よりあれとめか
矣たる川をもさけがくをうて入秦らむて、
まくかかはすつまちくやくと乃もあり
タクハ板塀乃大衆をとれたマリノラ左のそ
神輿をすくまで内大臣重盛がこゑられタク
左衛門のうんモサカアカリ宋院致神子を振る
是始と内大臣大軍兵ホシヒヨウと馬のくつをみ
をかくえと夢死をりりれ共大トシ神輿を先
トシとれりへひくんとすろるるよりがば根せき峯
そ武士矢をけタリ矢十せんし也山輿にたけ神
人宮仕一人矢小竹ア死ぬをかきにきうむぢ
者多レ神輿不矢たち神人宮仕モスルされ若
くらちあと声を上くるめた是をすせん上下立
く御代元より大衆神輿一本獨旨をちんび小控置まで
治本山ムツより登り少タリ折加乃豪アシノモテ
ゆく後白河法皇に奉りたり多宗折吉南殿小

本出御行向る殿上人をして何者哉と聞葉す
ク京山僧はのこつゝやかうんとゝ者にてりと奉
にねき山門小竹山中をさんられのれ
山門のかく堂の庭ノセサんきすもじねよ口今ト
せせせうゆき玉小せん多くてうづ下
さるが雲うへを地川そ山門のやひハ美多
事うそりナリ玉露をすみにばかりてかの
ゑてあるがふしき事はくらうまひ三トうの
せんすもゆいハ大うじうじた夜小三千人の衆徒舎
合仕と至れあうけさとて路をほみ入を林と
て二三人をうてつゝを路小川きて石芝山窮
けをうしちいセキ石を一つとちて其の原走り
をかずくをうしてうと同宿もともえ走るぬれ
にくの山の大泉あらめうる礼之面とててお
せうれ顔をせん元侍おさうへまをとどくすと
おへい走るつまくるとほれもよとひ山
比定れら法を勅定していへとておと西小
てと、いふかせんす仕ひ五とやたり氣ハ法

皇與主入參アマミノヒタチおがくすオガクスてとくトクさらは
山門ヤマゲンそせんソゼンきほキボむねムネ出たちダツタチて參サリ
えんエン侍シテ化ハズと候マサニか雲クモ勅定セキテイをありて
因ウケ爲スル十人ジハシナ人ヒト少カタくらひカタラヒよせて寺タケの者ヒトや
御ミツ在リ小社コソシ御ミツをり川カワえびエビから川カワ、
ナリ多カタ以上ヨリ二三後ミツヒ人ヒトをうけいりウケイリて山所サンショの處ヒ
うちの原ハラ夷ヤクかけくわカケクワのノ若ヒトあアひてかカ雲クモ
氣エれレせセのノがガりリしシそソけケめメくクみミゆユ
寺タケ一時イチヒえエトトあアれレは同ドウ宿ス共コ萬マツ々マツマツ後ヒたタ
車カされスルと一イ回カタ少カタも中シタ毎ヒツ夕ハタハタ、法皇ハツ與スル
入スル御ミツ少カタて當シテ座シテに初ハタハタ裁スルをあアりハタハタ、
かカ雲クモ少カタとを坐シテ、神輿カミヨのノ車カ藏スルへ左シ、
并シテをすリミ先シテ例スルを大外カミヨ記スル出スル物モノ守ムツリ元ヒタチり
をシテ少カタらシテ保スル安シテ年ヒタチ癸シテ卯シテ七月シテ神輿カミヨ入スル
し時シテ、座シテ主シテ少カタ、神輿カミヨを東ヒタチ山サンの社シマツリ送スルる
又保延ヒタチ四年シテ戊午シテ四月シテ入スル洛シテ時シテ、神輿カミヨを當シテ殿シテ上シテにシテ係スルせんセンきキ行スル今度シテ之シテ保延ヒタチ乃シテ例スル

るへと神輿を祇園の社へやまとまつて
たゞ一諸々一同は定めずまれどれへまの別
少及しきかの社のが當の樟大僧侶澄靈を祀し
ミ神輿をじてもろびより仰不されり礼也
澄靈十まれ多うよの神輿ト中ハモトマう
アすいとく名んじらんとの異神ト合盈小
塵灰のキヨリトとまとて當社へもろ事奉す
くせつをかうつ王法を是佛法のかことを
りて國をばり給ふ所すまれと首源源
天皇の御時に之年に諸國仰嘆疫病たりて死
人五万三千あり其時帝民を仰慕し給ふ所志
あくして諸山諸寺ノ心をいづき給ひ
タ礼年更に其志よりありと帝恩を存
立をりしてえへ山の衆徒は仰く是をいづき給ひ
う宣下され三塔乃大泉舎会にて此事
してみ事ハ既に共にん疫病をたちニテ病小
乃ち事ナカニ來り及げんされどと舞し

さハ王命を拂ひしく似たりあんたは是キハナリ
とシテ亦ともり又佛建の威ヲんがろそくか
称ヒ飢饉多在ルハナリトヨウカモロ山乃医王
山王ハカノセアリテクハシテテムハ法華
經を誦ムキテミ称じゆつてトセんモハ大
衆も仰りゆる大眾やうら之法華經ハ諸侯乃王は
化共護國護王の方法安^スくよばきんせだせい
仁王孫にあはれゆく仁王經を誦シクシモハ
モトナリヤタルモノも同リテ三人の志也と
丹誠をいたしてさんげん中嘗大^ス堂文珠樓
に至セラ日七間少十四万七千金座乃仁王像を謹
讀ムモミ供養ヒテイテゆる風子とせんたん
由經すくふ本地^ハをせん逝乃山前にと津一
きら供養ハすハ志あく山王の御宝あにくをらむ
通すと仰る大衆中ゆくハ誠不妄^スト^ト地主十
せん^スの社^ハんをモ供養向リヒシ升月のまの
事やれんをモ以レルセんられくねやモ乃
もの^ハをる歌モアレ^スモカタ危^スタ^ス歌シ其

思ひすと汝かん礼ハヰキハ乃挂し人カムト
是をりて祭師近法はてうふ印月ハすれ生事くの
月あれタス辟席さへち自ナリ八日ハ祭師の日
ル礼事南きと云ふ事もせんとやたりタ礼ハ
衆徒氣少かほへ一度のとせんとして衣の挂とて
を挂めテノ多板其夜帝は夢想の至りを
ひえの山うちをすニ人京へりて物をモ鬼と有
キ鬼と物を曰拂ふておひきハ鬼神
より南をテ而御めし山ウニテ本山
乃をモハ既ハクニ通シテ御んを度るんとな
をアメヒ思へ先シテ山夢想の次キを山目華
花にて感乃アシノ一を衆徒へリタル名あそ
葉ろを後からと玉一リと民のかゆともテハひ
てけり多ヘセカリ鬼と帝かく持詠トモアシ
チヒ度ト登りて元氣と煙立民のうすし縁ひの空を
かかぬのそなキ至じとれキ山神を月中に難人ト
すくまで社園へ入者モ申事んうかうトドモ
日本ノ入者元程ハアシく當社ノ神人宮仕參リ

てニ社の神輿を祇園一入する神輿、三所の矢を
神へとせしめられた大泉山王のかたへを京つす
くまもんひ、まいり事永久元年より少の
うす小之度也武士としてセうき事も度
ときれりとく神輿に矢をいたて
ま車の下するが乃は人ほり
神輿の害かなくすかこよひへ望ひて天下
乃大車出來らんとぞかどひゆる多日か大泉
猶きらぬまづく坐れど中主上腰輿
小免へて院山所法住寺方へ行幸あり内大臣重
盛公にて供奉の人、非常けいふほく直夜アリ
矢がいく供奉あり左の雜賛、ハヨキにて小
かえひの負く供奉せらる内大臣のあひひ屋
トカーヒあ後エチのことてい中宮ハ内車に
以降り禁中の上下からモヤヒニ京中のモ
御をりすマヘリ冥而以下大臣諸侯上の仰候
化地番の裁轂至て上神輿、小矢三神人
宮仕夫小矢三神人衆徒多くモハをかく多

上六今ハたゞ山川乃のつほゝ木のとまろりとて
大宮二宮以下八七社から堂以下の諸堂一宇
も乃まくに至りけりひそ山野小寺ともうす
う一回せんたすときみづれ山門の上縁を
のして衆徒のト索が成敗向へキより候す
十四日僧徒不勅宣を奉る事細を衆徒小姓と
化しために登山にてお説が衆徒をいひりを
かくて返還す僧徒を乞うしむる近所の
院寺も休むに先ん爲よ大衆乃づすと
達ひ居テノリ勅使とて山川の下より
候下されど公々の中にも廣上人より勅使小
姓とて入らるゝを辭しやされきちろ平大納言
時志哉乃と申納言左衛門侍にとたゞけら
を登山するをうり候されりもと時志哉心中に
じやくの事哉とかりわれりもと君の候せました
いた上へかいり家めんほくらうとなつてあとに
起るめて生三五ア行十人花を折り難色によ
川清音に登山して大か堂代夜小た

たれ身うれし三塔山大衆峰の山とて
向ひ院へ谷へかねのきせりしそん／＼へ
さりきぬかひ多／＼たなとくち乃久る／＼
時志々後を／＼身もあまし／＼を／＼而子れて
三たり多事衆徒は時志々を／＼よ／＼心をな
して何の故小時志參三山にへきそや五音性
也／＼キ也既小山王大師の山敵とす五音不
大衆の前より山に／＼しておや冠をけ高しして足
玉をけりとりて／＼とすをゆく水海のば走り
声い小川をすらをたそとおりうはす侍の難
色も、はぢよ、沙虫、うきみれ近うせぬ時志々
を思けれれれ身とよすさん人にそれの中の
そんほくやと思われりじさかぬ解にそひ候
ひちと衆徒のやさきを思ひほれり但人を
候の君の山敵にうそをまつ非例を訴へやす
よきつそひ哉報至する車國家乃法ありされ
より今當成敗するに／＼候方さき上をもんを
寄す強くほりとす、うをもとまよして懷中

より小観をえどて乘仕を免して身を入れ
させとみよ紙をひびけてちを書そ大衆の
中へ投せられたり

衆徒致盡思魔縁之所行カ狹明
王加制止善逝之加護也

大衆是をみく名血に入くやうもひちとす
えりゆくへ老僧共はうちかきかとくにて
たひたゝしきてほら大衆のくいきちがまアマガマ
タリハキはけり中納言述ありぬいけり其時

近隠れほほ侍羅多度かよひの荊棘乃
中が生来く主をりてちかくまで下向す
たこられてせひ一紙こうをりて三塔三千人
の愁を体の浴や山上の亂をほらせんにあす
虎の口をへのれ公私乃祉をなししる有か
うき事也山門の衆徒が復命のかずいすし
牛のせせんつれ裡をより知多り多々トセ、いと
品成殿がうちへとそゆたはれゝる松時忠々院
乃ひ前く衆ら化多ひれはまてり衆徒の衆

ひと取内て山寺より大刀を以てし
中少ひり只山主大師を以てせ給とは
かうくそく迎ていいそく山寺叛内
くのと奉事せれり法皇力乃至多行
れかが御子師吉の宣して尾張國の流罪
此より宣下す御狀云

徒位上加賀守藤原朝臣師高解官追位尾張

國職事權中納言光能卿上人別當忠親

右ノ辨藤原光雅卿光雅左大史小楓隆職作

官府元参議平賴宗卿ナ納言藤原維基元參
靖印官府又佇云檢非違使右衛門志中原重成早
追遣配處者今月十三日駁山免徒卽日吉
社感神院等神輿不擇勅制亂入陳中爰警
固葦相禦山黨之間其失誤中神輿車雖
不圖何不行其科宜仰檢非違使平利家
同家兼藤原通久同成直同光景田使俊行
等給獄處者平加賀守師高流罪并奉射
神輿官兵六人禁獄事今日宣下迄件間

事之通遺之以此之此狀旨可令披露山上給
之由氣俟也恐謹言

四月十日

權中納言藤原光能

刑部法眼御房

追申

禁獄宦兵文名山上令不審故仍内、未經相
尋究付文名一通所被副也禁獄人等平
利宋字よ次元者薩入道家秀孫中務丞
家資子同家無字よ立既が入道家貞孫

平田太郎家縁子藤原通久字か藤太同成直
字尾十郎右馬允成高子同光景行次郎
左衛門尉忠清子成田兵衛尉為成田使
後行難波立郎也か松にテ書たりける

桶口富小焼亡事

廿日亥刻は、
に桶口の少時火生
来る辰巳の凡はく、
夕く京中多く燒た
タリ照定公のやり川殿志仁公の周院夜冬嗣
大臣乃深殿よりすけの西三條具平親王の

千草殿高明親王寛平比^ヒちよ院以^ヒ仰天神の
御梅殿神泉元鴨居殿休^ヒのと一^ヒて
名序サ一ヶ所公々の家捨セテ所至^ヒにテ殿^ヒ支
諸大夫の家を取を走^ヒれ後^ヒに大裏^ヒ以^ヒ先
け^ヒ朱雀門^ヒ以^ヒのて應天門^ヒ會昌門^ヒ大
極殿豐樂院諸司^ヒ省大學寮真言院^ヒ
焼亡^ヒにテ^ヒ家^ヒの日記代^ヒ文書寶物院^ヒ
具七^ヒ万^ヒ方^ヒさき^ヒ灰^ヒちんし^ヒあり^ヒ人の
燒^ヒ事^ヒ松^ヒ人^ヒ牛馬犬^ヒた^ヒし^ヒ取^ヒを走^ヒル
走^ヒして^ヒ御三^ヒ二^ヒ度^ヒ上^ヒげ^ヒ引^ヒ桶^ヒ口^ヒ富^ヒは^ヒ滿^ヒうり
す^ヒうち^ヒ少^ヒ不^ヒ成^ヒ美^ヒ北^ヒ方^ヒを^ヒそ^ヒて大裏^ヒ車^ヒア^ヒん^ヒや^ヒか
う^ヒや^ヒむ^ヒと^ヒシ^ヒひ^ヒタ^ヒ恐^ヒし^ヒか^ヒハ^ヒソ^ヒナ^ヒく^ヒあ^ヒし
あ^ヒ事^ヒハ^ヒ向^ヒす^ヒか^ヒえ^ヒ山^ヒが^ヒ猿^ヒさ^ヒな^ヒほ^ヒく^ヒね^ヒ
火^ヒを^ヒほ^ヒき^ヒら^ヒう^ヒと^ヒて^ヒ度^ヒく^ヒと^ヒそ^ヒ人^ヒの^ヒ差^ヒす^ヒ

白^ヒす^ヒテ^ヒア^ヒリ^ヒる

大極殿^ヒ清和天皇^ヒ御^ヒ命^ヒ觀十八年四月九日初
く^ヒ度^ヒけ^ヒた^ヒり^ヒ氣^ヒハ^ヒ次^ヒテ正月三日陽成院^ヒの^ヒり^ヒ供^ヒ
豊^ヒ示^ヒ院^ヒト^ヒ持^ヒ有^ヒタ^ヒ元慶元年四月九日事^ヒす

免所りと同三年十月八日既て坐まされたり
後冷泉院ゆす天喜九年二月廿一日又焼少す
治暦四年八月一日事はめ所りと同三年十月
吉上棟なりれどもほすも坐まれり
後冷泉院がたれさむ給ひゆる後三泉院
中時延久に年十月二日作坐されく竹韋にて宴
會以ひもと文人詩をまり伶人かくを奉り
今と代すつらう國のちうらかとうて又作り
せん事かくやむじとぞ勤手向へる

時忠公被三山上勅使車

治承元年八月廿日天台庄主明雲僧正公清をと
と多き上藏人をばかゝりて如意輪比山本寺
を免しゆくと申僧をかへえキをかぶるが使應
比はうのをつきくの火のせめふるよ今度神
樂をさけますちんべつりたら大鬼乃張を
を免さるかのまに産主ぬゆゆり師る是
が停瘞は間持乃志かくみふもくさん徒比大鬼
をかみりいそむせうをいたすをまかね家のゆ

事小不よりよく西光法師父子さんぞの間
法王むほほんふとまわらんあく重科ハシハラコ
う思ひ明雲をかかへよ法王の御宝も
有りうれし印鑑を返すとまく座主を辞す
ゆううう七宮天台比座主からめり給ひ多角
院オト言故青蓮院大臣僧の才老子也十日
あ産主所職をとめりふるくとあんじい
え入い年水火の責に及ぶ此事小みて大衆
奉临を上ていさとあらんを參詣へ

きふれり内裏がひ法住寺殿小軍兵を
河川めぐる京中をめざさひきゆつと大臣公舎
在りあら産主といふを有てせんじと大政
大臣以下公々十三人名内へちんの座川きて
定メヤカル八條中納言長方をモ時モ左大弁
宰相をかへし名うじや名う法家の勢中に
仰天罪一等をあうそを流せるを
といへれ明雲僧正が於家無学淨行妙律の
上大乗妙典を公家にはげあり明王聖主に

之に乗因宗の師範たり大上天皇より因承
受戒の和尙なり正統の戒師重科に仰げり
じ事々冥の照鏡りんかくかくしてを傍遠流
きわらさゆゑきかくほ所あくやされんりゆ
士人の公私かのく左大寺宣めやすら御其
トヤマシロトテ法皇ひそかをぞりノツコ
クルハ楠流罪に定ひり鬼にすて三千の大
衆小大講堂にて三塔會令して有其帖云

吉中自大衆中可被遣入道相國訴事
夫座主明雲僧正者持法燈於三院之學糠灑
戒水於四海之受者顯密之大將大戒之和専
三觀之隙必專金輪之久轉六時之次先奉祈
玉軀之長生誠是佛法之命也三法之守也爰
興隆之恩深援九院之持梁護國之志厚
而却六臺之山徒依之法侶檀竹學惠黨
隱矢弓已運修羅道之巧而飾護國之道
場豈非為山門之奇異哉然停兵俗之吳

而殘法僧之具寧非朝家嚴制也為朝
為所治者也明人也然有一類歸家而所
恩也成創痕奚是不被訛是非不尋真僞
預於重科蒙流罪之條非是君有偏非
是臣無忠說矣酷僞言之巧故也說口
錦荒金毀言銷白骨此謂欒柳明
法道之勘狀所載三箇修事先快修
儻正事全以非前吐主之推印代今吐主
替補未佳自由唯衆徒探畧量而申

乞貫首之職然先座主依為二宗英花
主於一山之貫長是只衆徒之採用也全
非自力結構也矧雖有犯過於赦免也
後者非所紀法量何由無罪而被赴
勘責哉若本自不叶處情者何於其
時可被補吐主職哉次成親卿訴詔
起之中然以無實也夫末寺末社
之訴者非始當代皆是往代之例也
或將斬根本之常燈或剗植觀之

祭祀依之受末所之愁訴而及本寺
之悲歎烈大師門徒之習皆成之教
納者不歎三垂之威光消誰革不悲一
山之佛法滅衆徒三千之蜂起何被
引至主一人之結構哉何況於先生主
者大眾勅制而頻雖制大衆蜂起依
殘愁訴尚以蜂起也矣抑於成親
卿師高者瑕玷何事哉於今度事當
始固雜和禁制及大事者不拘禁

過載三社神輿而參九重之金闕冕
時之例中古之法也厥皇化者專天
下太平貫首者慕山上之宗德臣下
可思委者可量有何革者可有亂世
之基乎豈勤驛動於三千人之衆徒
招勦於一員乎凡大衆不叶貫
者進止遂訴詔之本意事先皇之代
立之明哲之有之天之所懷不可文
欵衆徒所為不可妨已此理欵爲

某罪科之由繙雖舉度々陳狀於事依
怨家之語而全不達上聞辦官隨奸
人之謀不委廁然間不被決理非忽
蒙使廳之責不被糺實否俄定配流
之國是傷人之言甚斂載此謂放以
好言而全人以惡口而損人者也故忘
先例說達之巧故也然君非奇叢山
佛法惄人之不顧所疵歟誠六限竟
我山而法滅之期得此既放波旬荒

洛城而無實之咎達叢聽放爰衆徒
等悲佛法之命根之折歎大戒之血脉
矣之氣如風間者師高行向二村之
邊可夭害前座主云彌天前後亡
思慮旦芳明德旦為寂緩面拜罷
向宿所而為陳申子細乍恐苗申
先座主之許也夫根朽枝葉枯一
宗長者衰二十之俱可哀非痛賈
首之流罪且悲師資相乘之斯非

○疵櫟與祗
候方連召

培人名偏備法疵櫟

櫟与

祗候於鳳城而

堅護持龍顏綏雖有重疊之辜何
不被免於積勞綏雖有過去之業
何不被置礼於戎師若无夫有
證據者尤可賜正文也非迈勅定
陳子細計也又思信僧正事謂
其无例者不及大海之一滴不足
復殊之橐害而被寺僧進而申
朝罰比者依為天台之依怙而
守在海外乎

上於書乃大政入名是升給之也
人也而曰思也名也事中也之也
山前也石也也也也也也也也也
也也也也也也也也也也也也也

三生化小考

明
雲
信
正
被
流
罪
事

今夜都かよすもと院宣ひく
也立乃えんじい／＼白河の坊奉りそ中の
／＼やタシルサ一日白河の坊を坐給ひと併
豆の國の配所へ詣き給ふ由有様ナシカ
ケル吹き三干人の貫首と仰られ堂奥の
四方より小乘経方とモロアヤリ侍子に詔
勅としわをキてはせまろ、いりく／＼キナリ
此身が子を生むる御神殊のち詔たり
名をよ縁よとく／＼てうのよくこと川
また入経して又なんれ給ひと西来子人には
ましん川より大東もみさしまん友人共の
さきふほきうちらんと聞かひ／＼すありのモ
給く山のうち中五代といしとおがほ／＼る
夢小夢みつてあきなみとお背
すきりせなりとへ経て是をみまよ上下
泪をかきぬひあくをすくふ嘗ふ乳と
のよしのよ一切院ふ所とち所よ傳ひ給ふ
夜を待つて次の日の午時はアリ

めが川の玉か寺の堂より下く休てあら
にきて汝山の大鬼一人りあふん東ぬ車へ
くらりほく十せん／＼のひ前よ集今／＼て
せんや／＼りきとけゆさんほんの天台山と
長安城とせ宣、我朝の比叡山小平安城と鬼
門と傳教慈童智澄と師の事とやに
及んで義真和尚とたのりと子と代す
天台座主流罪乃例を廻にキ代とつて
うそく我山に夜をばきつまむ三千人

大鬼身を我山の貫首となり命をいさぎ山
ノモスウハリ、吾向貫首を取どもまへ
但追々官人以送使ひんやれとくらむる
車難一山王大師のほらうしけやはたのむ方
か一車故らく取渡をとくはだ今うち
をみせ給つと三千人の鬼徒向かんやんを
さきえむるんすあふ一人の物をし算れ
てま劫寺わう／＼の来來は師比ひづか
せひ大ハトありうち暫く多しだよりあ難

汗をあつてやうとせうすあれ共日月よ
地に立す國をやゝれど是神光をかやの
す爰は貴首明霞をあ山の法船三千の依附
たちちるを罪うして地あくへりされし
車一山のかきん生、せ、ナシテ、のうへ
さゆもれど我比山の林原に宿をとすめて
かしうせん本ちあそぬすめとてふ
ひくよがくのうすめくとちキタリ大眾
是をゆやしんすゆうに山王のゆゑせん

かくとあ、旅人をあをすみうんをぎしに
うすりとめくふ返り給つと念珠を同
時かうあ、かけりけりけりのうい是を
あもくじうじうじうのえ、ふかをらひき
みうきぬれりのうのえ、ふかをらひき
うけむとてふりしの主(なげく)
たひき、誠小戎山の七社權魂也と以て
有原たばくさんうしけかせに大衆か
すとをあつてほ、さらばとくもじをも

とてつりしら庭うるたる走り度かよきの後
地小野ふじちらりいしゆう或生もん
りろやす矢を射乃湖上小舟々棹せん大舟
もむれ東坂本がゆきくへばいそ國寺の
堂にかゝりきうち座主をとのすりクレと
をじくきうりうら近之の官人より二尺以上
使ひけりちより行めらしうそくり座主は大
不覺れ給ひま轉勘のりのと月日をえりとす
ゆうだすとわせやで時もぐをめうすす也下
にまづ宣下せりと家に志ハからくもや
うふをくとん衆徒連ぬそり給ふとば
ちくくろりしと宣じるる三代梶川の家を
止みて時坐候の所と入へりよおのかひ
説くゑ京し古法をすれひふ山無ア
をばニ思國家を、のりをも事がりぞうあ
門とをはしも志とくのをき身よのを
ある事るくあ所三聖り定そおへしをふう
す高川へきんしきつみて吉流のを罪を蒙る

是もせんせの宿業に及ばざら也と思へり
世をす人をす神をす佛ゆすとて恨みをす
事か一見ヤドヒトテシ事ゆる衆徒の行
く一セイナ也（う）タモミテスリキル
いぢいぢ（あ）深乃ニ社シテアタケビ也
キニモミクタマハクの大荒レスルカモミコトナリ
（至）ミカニトヨセムルセモシトモシ
首ナシ共三千人の貫首ナリ（ア）モ今ハカム
格ヨウリウルヒシイムラヤモシトカタ殿宇者
智惠子ノ大徳を（ア）カクキルミ我（ア）ハ改
リ乃ほ（ア）モキツアリカトシズモ志ナリは
キテ内ノ役（ア）ナヒテカニヤアメキモキナ
給ハナリタレハ（ア）ンナキノナナヘリモキナリ
物めをれ（ア）モ西塔西谷の戒浮房の奢
梨祐慶（ア）モ三塔の闇（ア）ル（ア）ク儕有（ア）黒
（ア）カホト（ア）の（ア）シ（ア）の（ア）大荒同（ア）ルモキナリ
（ア）シ（ア）三枚甲を横（ア）シナリ（ア）ニ戸（ア）立（ア）
大長カの身の無（ア）レ（ア）トナリ（ア）モ大荒（ア）

中少やうんとそきしらへ／＼お行えを主
はひ前よまいりそせをぬき刑の方へかゝと投へん
れときり法師ゑれそくり脛力をわねふは
ぬみじこそり先エヤリもにか至りがち説
げのからてよらむりよかまく山かたぬを
りばらあらぐるうけのとが移すられいそ
めし貫そと三千人の衆徒つかひりて流罪の
宣者をさり終三千人の衆徒の貫そつかひり
すりく命を失ひよりあよの爲めにとくく
お禰にのしろへヒヤミ元もひそをしすとれそ
山車にのりたまもまされと山車とてれそ
幸りいぬ段々祐度轎のえちんとてく邊りん
このた大泉行人がとのきをもるハ川をちの
むかして登山に祐度轎轎車に一度もき
づきる轎力の柄はよしの轎柄とくみくも
キスヘナリ幸く邊りんばかりへまくとて名から
れ共さしゆうしん東坂本を守地を向ひ
坐ともす大説堂の庭へすくまわ行者

少しこそあはへまく思老僧共いとひの事
りてす小首へ手をやつし、一山の貫首との
手合せり。今、かくのうすうゆしとく
遠流せしゆ、人を十達もよれハ取ともし
車路候、いつ有へづもじと併ばる事も有
されど祐度かの憚えんりゆをじらき
はひしむ旅をしゆそもじらいためしと
中空うるに惠良威をら、トカハ方方是をゆす
然へあじと見日本す双の靈地也ん國家のた
と山川の感光深はづんとて佛法玉津半角
吉ゆよ意起し乍るに妙能さん小法ノ
にゆうすせをりとかをうがくのじうには
ん至明雲僧正と智惠高とて一山の和
尚なり德行無双にして三年の貫首たり考る
を罪ふくして罪を免りき事毛乞ア
山上治牛の勢り真福さん城寺のゆき
かうへだらうやこの時ふりて川ミクンナサ
主を志く人のぬあかにと堂ちのぼとやれ

だれ三みほの檀の上にとよほのうづアヘ
ん事山彦た事ふくすや停へたく祇園寺
乃住院立密ヲ羅王の宣をかへセ以涼山の
齊僧が云是天子の宗を防ぐ法の為ト
重きも御一師はかどりく命をすりる事
川氏家且その仰られ多一清也ヒト
中途バテて身の主ある事遠劫乃は能く
えんかくハヤシ今後三塔の後岸本には
さきそれんとく流罪仰れかくをば承
られたん事全こよなをうじかアハ今
帝の面目めいとの思ひ止たるへしとする多
ハ内もアソクぞ一眼がふまううへ化る
汝山のあとは是をゆく老いもわの紀衣の
袖を思ひへば、もひと向ひをうそ主を
かたまく東塔の南岸ぬ先坊へお入ひなされ
きよしてお祐慶をよき良名より、いの房ヒトと
名付ける其弟を名ひ律师をといひ先其弟
子ゆんゑ俊が注記をと跡いのとやうと第

時の横吳ハ權化の人よりれりけり多かや大
唐の一羽安倉が玄宗皇帝の侍とたむし
川の宮やまくそく罪をかゝる事ゆき
たりへと至るまにシノハシトモリヒ
仙姿シテガタノイク唐女と名ヘリ
蓬莱宮へゆきよをきかせちうくあいあ
ゆ見の楊國忠をめしして帝とわざれをも
たがのちう川をいたるに至らし此程も称せられた
うちしてはのうモ対のみづくらひのす
じ少ともとひきしれん人の身ルを拂難延命
事受戒のすれよ志くもがト一羽安倉
アセメシテ后戒うけよヘキトア開ヘ
タれ共帝のゆうへゆくもよきにやさく
戒を授まリテシモし祐をやひろ和尚をかさつ
せ行をなス一一切靈をそろひて祐をひ
たまし后うみあいされとすハとて野
墳宮トヤ所へ入をリ七日セ後井の洋戒

をめにあまむ其比向ひとくさんといひる
大臣奸心とまほらすとすもく志をす
くそじく國務を口くもと思ふは能
くそじて以をとどの多おもへ此事を
きくわく密皇帝はやうは后既小帝
にニにたゞさうやうこく忠小臣あ能を今く
行ふとけりよ事ゆんある君らとけ給ひ
かすと帝是をたゞ餘ひそぞ此がふた爲
さうかうさん行又安川をと便りの所故
段々今下る事ゆくとばかりいきれとく實
否を知りさんため不直うだひの内とくの
すうとゆくもたのへん書公小書をあると
うも一行に仰ぐるてりととより大唐の
仁宗の上ににくがへりれとからはる
ひと河をよそす手を直してもれ
じかうちを写一と衆ら安多を移ふいと
ちりきん書をそはへしてわじしのうその
程にゆきと重川をそりすみの川と

古事記といふに於て是と云ふ事は
とのや書きはやと思ひたるより帝國えのく
とせんりしけども必ず其帝号を存する
安忍山の實を、いきなり一統たひ少く存し
べつてそなへる事無を志したとて別一
行を火羅國ヒラノクニといへる國に流れる件の國ウラガ
た王ヌアリクル先かの國、又ある所ニツキ
一をハ林比古リムカと云此道ハ林比古の道也一も石をハ
お祀りし名月をせん上下をたゞす行うよ
よ乃と一の石を仰んち道と名けたりた所
此者の出来ゆれりきは乃也其の石がて故里の
河あり水湛ミズタマにてたまひるくありわ
は毒虫有アリされ渡り川く事かくかのの
むアリ日ぬれ入セテ夜走らをすす
して行及御國也冥ミンにてて元もアリ
さく谷ヤマを登り雲底風をうそむく
底シタから天スカイへて云後道後

をあらひそと傳教慈覺は宗流をくじ法
雲一天とおほい邊水四海ニスア先覺にし
テウリル後哲にはナリちるふとモ代に
相應してありてかるうきのセヌ所を嘗めう
かノク礼者へ通ふと一経をきんそくにて
程をく矢つゝとモ人との西光光明雲をさん
タんして万里はかりりよ處をかと智臣かと
セヤリるとソヤ大寳が主とヒトとめま
うつまうづ法皇廟ノのしとあるくと
思ト云れタラクノ西光入道内イヤリタヒ前
身山川ル大寳ヲナレハシキモモナ仕方
今ハハナカル称トモ、すゞ足程ハロクセキ
兼及ひん今度ナラニゆけ近河を世ハ
セナアリアル處のアシムトモトモア
有無トとゆく、禁中身の多、今ヨリアシム
オ車をしかつてみん山主の神主をナハズ
カ根にのこヤス表禁をちや片ツモチ河モ
ナムト事也

東田藏人遺忠集

諸侯國をつゝく也、牧家を破り實をも義姫を蒙
故、秋收之王者欲明後敵之と云々、斬人
又自生斬、故人種目與山萌、と云々、本文
之遠西光法師、天台宗主也、れど、小けんそ
くより山川北走つけ、朝家の山大塗を
引上に事大持あせゆ、され此事を武家
ノ宿ら化されとすまきりれ也、御大納言
以下近習の宗武士を率、山をセ次くもす
う、沙汰のよきて物り是くぬこのき人、北面
せ下ろすうちと、無事にかきいそ、内み
所へ定かしめんとありて、たまへるふ人を、今
天下の大車出來りんす、よせナレ、うやアハ
カホと歎き、あはるを又ゆ、大駆をり、よくらへ
仰て、孔院宣度くくさるかくもあらざれ
也、乃ミ詔命を、射杆勤んりか我れゆ、我れ
と思返すがしたまち衆徒が行ひ、より度主を妙
竟坊小木、一也、さるう大駆ニシテ、したば

往ひ氣れをうりあうむすんと山門放く
我思ひも成親々山門の強勢ふきう私の宿
意をへなさづられり其内後者ゑくまゆく
あり氣とす僕勢叶へとメス
リキリ神々大相國うつへキしもきがのく
中寺ちと奉六月七日、祇園の神事にそ京中
六波羅仰れくじめく事ぬんす其まき
礼小豆四藏人大將軍として八條かりて
多よりて法勝寺机り平判官、七条、
才人少門小為と庵く近江入府式部大輔被
善幸の面うるおへとせりと後の竹林少火
かうけくせめんは大政入道天のゆき地入
居き。是今高をくとけらんこすしてゆく
る其中に多田義人以總てとよのちきり
あくべにあくべにあくべ此事無益也とかり
ん舟にあくべにあくべ袋の料小薪大納言すには
たまら辛多んの布毛毛たれは、の又正歲
続して家主即ちにき勢いつ回うちえす

たれどもあらはるはく平家のほんや
うへりかわきよをかまふ不當の時易くくにすけか
ゑゝ大納言のくらはれたるいそぎのもく
程かゝりてらモ事かありくとくり
おの事をされぬ禮物か、も殊せきりん事
うきしゆか、のちも大ゆきれ化人の口より
えられさき小かず忠して人をあんと思ひそ
考せぬの夜うちてふ大政入石の方へ往ひい
えりゆきだれナ、チこといふ者ぞりとゆりれと
常にうきしゆ者只今夜半ふ未うか哉か、方の如
仰事若國とて承權院とて遠々子主馬判官
盛國出生の礼なれば人はとふやへきよどき、
ひじ直小之奈に入くやへしとヤクレ、入后左
馬兵童衛をおへして中門の廊下をのん
だり入道へりしゆくと六月無礼とくひもとがを
タ入后も白衣ふりをと向うをくふ白大口
えくとくすくの小袖うちうげく左のひ
うち刀ひさげく右のひもと蒲原あまづふる

此夜とまつて、すくぬらぬいよの事ハガノ一
にうふの行徳ちうとそーとくとくして、レ吉ハセキもあを
くちくをたゆむるを、とものひそ十度ハシナを事い
く益ハシナと人間は、タマキハシナと夜ハシナに入
終ハシナれく、院中の人々無具ハシナとツルハシナへ軍
兵ハシナを失ハシナし、車ハシナを走ハシナ、走ハシナされ
て、多くしとやくれ、山ハシナの大眾ハシナせめ
らりへきとハシナせんれといと事ハシナり、けいへき
ハ札ハシナ其役ハシナわざハシナとぞ、日ハシナ月ハシナ大納言
をけハシナりて、俊寛ハシナ、麻ハシナ山庄ハシナにとどり合
おお今内俊考ハシナくしき事ハシナ本ハシナと大我ハシナやいハシナ
かく手ハシナがやすいハシナくと人の多き事ハシナもろをら
せや多ハシナしと、我あくハシナくと多ハシナを、人の多
いたた語ハシナり、辛ハシナさんハシナの布ハシナの事ハシナ、一端ハシナ
りじ出ハシナさり、禁ハシナすの脚ハシナふたしとくねハシナの
事ハシナ共取ハシナけえ、赤ハシナやハシナれを入ハシナて、大ハシナかと海ハシナをそ
宣ハシナひ、船ハシナを保ハシナえ、平治ハシナが、のうと君ハシナの内ハシナ為ハシナ小命
をねんとくら事ハシナす、不度ハシナと人ハシナ、不トハシナ君ハシナ

そぞらせあひいうま入をひまゆり
近い様な事ありまをねほれかう君
手もやたら好むんすめお此事
院ハ一定志願より承たるのじれひづれ
る細々及び大納言の軍無しよされ
いと院宣とえおおきよされいしよとて
そ乃かしれの事共いいちよしてと白
やえとくゆうそ新大納言小毛
ちモリとくわすれ多る行保道志ノ告

くたくはよ曲戦在首不度もあらとが
文運比中少りやされ宣行をとく取はた
海底乃魚を約へたてはりかくモヒ
人の心のゆゑ弓矢取程け者の向くハ思ひて
かきもどさるをとく後ハ人やあら入を大壳にく
ふとよしのをとくあらん川外を聞く礼
行保さくりやとおれ思度矣たかの後へ
よきもんすじわれが我うしきゆく
火だけの火地にて人をたがふすはの

あくま急に北へ忍入を負強を免め
むげんの者共のあんうりと侍共だとの一月
い先よ一家の人よりそのくふれやセと
乃絶えられ、面と木使をけらかく
此くそや小元何ぞくらひモレシスホ先
づも地集右大將宗盛三位中野知盛左兵
重衡其外れ人侍郎お立かいちをよろ
いろ家を常じてもちつとも考り雲霞川
かとし夜のうちふみ千京済ひありに六月

ナリけりくと程に入道院内乃多んを以
牛郎を資成をめして院乃多所ノ齋りて大膳
大夫信業を以至りてゆゑくとんちくく先
仕向う者共の朝恩少は大が余り小世をなえ
と侍り、承りて君主に仕てへりとゆセと
之系らせら資成羊^{ヨウ}院比山前^ノ番りミ信業
を以生して此うりゆれ信業を失く御前、
參りミ奉用ノ^ノ也共多明乃日返車をうなでて
此輩も心得られ林下の事持と計作行資

成急モ池汲ミ此ノノキヤクシモ入内トハモ
事有リカニトカラシ仰御ル處モ於君ニ志願シ
アレナリ事リ行縁ハモトクレモちくゆの
家貞元のち京家モをめしも行ん乃
カの其役有リ上下山面の者共一人より多キす
テの事アタリヤ知せルケレバ或ハ二
百殆或ハ三百騎モリミカシ安カヌの者も

西光法師被召捕車

其中小左衛門入道西光と月の始より根本不

アタの者とされモ乍くかく多ナムかと李浦
太尉書後東方俊を行くノシ多程小西光
院の御所ヨリ人ニモ事にあはる事をだよ人の
うつありかりそん所もあくとありとあくさ々
ハ需所ソソイ、又御所ノ聚り多に物ヲ具シタ
武士に久用リかけられシ多小物モ多をさき小
侍、行たる武吉多八條金を取モ既と立未
有ハシ無事行け候ル事と云々ハ西光が一
赤りんして少の豆シヒニ事ノ序と上庵モ

ひをつておもむくといひふゆまさんとするがし
ろひやうきよ武士がひ和入て写す大不事をうる京
十へたせり大事引出して我れ人よりやうい
物がけせとそちとせまほなりて武よキ
余人中に追三く公家にとからと入たけられ
門内へ入ればすなほう重後えいの兼そ車乃
おさりきらんさればすのと大おおきゆうじて
我身ぶやさぬりをちんとれと入たふ
宿を三くれ取ひかげてうちせねくと聞れと

の事うなす二れにうちふうかくせくかせさめく
入る處ふをり入る處をみひて西光とりて
名れとれりしけと重後家えいのよ御琴室に
隣す地つはげす中にせけくまよりたり至の
えんなりの唐からたのあひ引すらり入る
長絃ながわの直筆じき小黒紙こくしかくのばく手てまほのす
仰あおの太刀たてなり先さき虎とらほまほくと虎とらさくられ
きく中なかの笑わらの笑わらふたりきの氣きえや
化けふきかへらるる西光せいこうをひこまへと乃あい

クタヒ、アホカル程の至川、入港をさうとあえ
すがれえきりやうの事かへて元よりから
おこよめ程のぬるをめくわけをさうす
友もよくともうひそめくはのじせあへと
父よ共にひのひのふらまんはる者うすとスス
今く罪もおもぞ思天を度主語云くをと遠
流がゆりて天下の大事引出して剰此事小
寺力して乞か根え与かば者と屏へたりその
子細具にやせとあひれ、西充えきりゆつりの

ありけれいかしよと爲んせんせんつわもれにらす
えしうくて御お冥ひそなら事せんとすやるる院
中に免へほうがゆ、車にそりほれ車が當新
大納言质院宣とておもほまれぬい事小寺
カセんといつゝや歎欠与かしていた但スにと
つ居つ由洞をほのぢりてよのうか化人のあ、
知ん西光えきりゆつりの洞ふゑむせはうが
タすくられニヤテ一事、入港後の父忠盛、中
山川のこうた中納言家成へは意小朝タシテ

たはまく宗臣が登けたりしと人す言をと
りて云ふといへ、和入を度し志盛の嫡子とい
ひしからむとて又は叔爵をばふと申すが如
かづきをもよもよひらむるゝを母の池の尼上
小僧院せらうとそむりしてやがてもれる事を
五郎ハとて京奉のじいへてやし。其後故
郷友海^{ゆうかい}が渡本三十余入が久赤^{ひさくろ}娶^{めい}うりした
て一くん^かの炭^{たん}が去保延^{ほえん}にほとつやとと^か
ハ九^こ程^こにとて無^む御^ご佑^{ゆう}ひありひた

りとを立哉^{たて}りと事のうとせりと頑^{がん}と
王孫^{おうしゆ}とといひあはね代^{しろ}久^ひりと殿上^{てんじょう}ま
いはりをなすりたゞハれそ至^{いた}みおよせられん
とあらいし人のよひと今^{いま}とけがく即^{そく}刻^{とき}宿^{しゆ}
を奪ひ取^と大政大臣とゆのうと剝^{はな}天下をえ
はく小物^{おも}財^{ざい}見^みをもねてどりとくわざれ^{わざ}
不^ふよりの^の受^{うけ}檢^{けん}非^ひ違^{たが}使^し敷^{ひら}負^お尉^いから^{から}事^{こと}
傍^{わき}例^{れい}先^{さき}仰^あうたふ所^{ところ}のと正^{ただ}すかく^{かく}小^こ
入^いる^る我^わはよ^よとわくだけまくぬく内^{うち}たま

まんじんく小やゑりを入を室てたにかく
物とてぬはあはくわくはをもへる宿え
ほとあらすじとて瓦だれを起からず空え
つとじともとけくらしの下部をの
て西光のナラ木首きらきよくさうめとれ
たりこれ重俊、帝ふつとまく大寺とを
持く七十そく度の考拵をからしはそくべて
多かひげく西光思ひ入れとえきり空きを
られたりきらうとあらじの身にあそく物をの

でけれらむをむけりけひあらはせまか車の

成親を被る捕車

寛法師を三位中將知盛の次の位紀伊守

御窮尉則府為利

三位中將も
宣文を我が御直けりとて位をとひて下して
けれりとて用入らす多めりとも余
けりん多く餘りいそ、はくめりしとやゑ
共飲りは是よりて三位中將守吉部左衛門
入るゝ世をうみく世間内にうりがおれ

共に一より出されたりとふとかや其後入京等を
とて中さんを失して中川の御大仰言れ
とソ行すや今才て車の為に三きりの
とヤるゝとあるいれい便をりけんと
此れをや大納言思ひれりうらゆも是シが
乃山の天粟比事をやられんするらんと
事トソシモ、かと仰りくわづと叶脚
なりのをと思ひそ我身乃とよと云考か
知りて云れども終はかるえりハねば車の

ハ御車のうす前庭二人侍三へはすめし
くしてうちたとけあり布衣多ほやうふ若者
鉢毛牛のすすし常乃坐仕立引抜く物ハ
たるてふうき山ノれ若者を寂後の坐とし
後以降覺ゆい今すとひ入り入り入石
がたる西ノ茶ちくやうきあく其程をすと
軍兵充防んじぬるがまほじゆせ、いつる
事と多く山をせんれんあらやしし称
セサハれく車より下りていたれと門のうちよ

兵所ありを乞ひめくに事あり出来たるてれど
中門の内へ宣定はのり行く者二人立じて
大納言の左右の臣を立とくべしとくべしと
内へ入クればたゞ爰の内也して御殿内と物
を見えあらざりあるにまゝ兵者七八人ほり
けりよりもあやうとてをそもれは駕轎す
も高布衣も空ふられかず無あ後少三が少
之中門の上引もほせそ伊のく小一同を所
少なくもあめい色をみそめにゆきつら諸大夫

侍も執事牛飼も目もまきかうととのく物しに片
れぬ牛車をすと四等へ近うせぬ大納言と六
月七日もゆづき小一同を所もあめにゆきつら
来をすくらうけんとてかはれりゆづら
ゑへりせん方ふくとてぶらぬ、候もゆせも何
もじてうちれ多中にりはや口かののむ
まゝ事、ばはへけちふぢれ、いわくとくの、十
ほくじん北面の者の中におおむねましト本丸
戸、そへゆ、豈うへりさりとも思ひをあらむ

「まう同へて死らどり物三と美出がま
て死をもじがどもれども准してそのゆゑ
とくより身のへくろふ抜けよむのゆ
きあらが身新王者よりえ本のから
精りゆくほゆめのゆる程、家ノくく
所ノ内の方の人にはゆきゆかくして來
されハ大納言ハたゞ今こゝがれしす。至らん
いたまゆ御をれして所ればりけに今大
納言にてしゆる後の事はをゆきゆふれりと

受けられたりそんの衣はそぞのゆきをゆだら
かくすみをあり物のうふかねしくつうあく
大いこれかまえ少く大納言をにまきてれ
きしらハや大納言歟て參古治れ逆乱れ時
信ぬて義とおはゆれ有く朝敵となりりしに
て一時越後て中おとて志士たての御、られ
小猪若く折名ぼ引入ミ六毛ノヒ馬やの
あに引さへられそなむかくハ死罪ハ定りく
己ハ殊ひうれりまつてまくゆくと内府、

このくやうのまじりのを代すすめ
に神しらじと手を会ふらぐれあいし
事、忘れたりたるれ人々のからものたゞ
らうあるを人々よりやすと思をもつて今
やせどよりねがる者をそぞ人のかみをたゞ
ちくとよへば引ひゆのくはためよが富家
をそにまゆるはなはだまんとく假
えん直せばにみて此事既にしきやハリ
門にヒトリづくれ次第もづく今玉小策ち也

とめりし氣安大納言流を流すもすり
いと身小きとナリ多く所至はりたる事いはれ
人のけんきんそくはんべくもひるわらてくと
せきい氣入店いをめしとては雪支法一
う印紙すみがとてはひれをさけ不
りたり入店急に引か抜けとくとくと
二三返追詰れたを成親父を初とて俊
寛、庶人^谷の坊はくよ家をそぞへたるる
て汝才法皇の御事京都頼みにへまにして

す御所がくで立ね、立ちあれたりおれい、
此上をいちんかや及よぬたれをとおみゆ
そくすゆふ小やまとく白状を大納言のかほ
投げきまをほぢよしにい入りしりる猶は
らくすくめく常を尊原ハカタのとせり
クれづ宿とひのをすまの貞盛國かこちり
あれハムキヲ知りて大納言を辱ますのを、
おほせだらけられ川ほのまうばかり
ミルミルとあそびあそび、おもむれ死のせよ
とひのくれハ達裕とを以ての無事にとよ
え大納言を肩引かん其中半ばに引く
えきりあはげぬ。者と大納言をれそにせ
く左の右て大納言の首を強くして右の手
うち手を押さへて落石をもがんす
口を大納言をみふほくのうへ入石せりのせ
終ん折玉器をたゞあめうを終へとゆ
かくれ大納言をすをすすみすすもの
れのれを入石せりのうたいかくおみせ

やくし哉乃のひきる其有後日を向てうれん
地はくすり獄卒あそうちせ川の岸けりの傍
少子ノ人を引むり支世はほくで一軒の業小
よとを本とくはまよれをかうとあく懃えを
紀して刑死刑を絶つんりかくやとえへそ
のれれやかくして未更たまふりかんばのれ
御はね徳清といふやうとかほるも我とくして
ひまはまへんと思くすととよれて大納言
じゆいを乃けまよがくはまく混角のたる

んこやれ入を出だのふ今日お戎かくもがめ
ゆるやく禁裏仙洞にさかづきなま庵一
御相小馬ちうり小ちをさざん事うひくを
思れんまよぐてたゞくれり又はる
よ引かふしてかへたてともの所ツ小か一
あくさり昔葦焚因犯韓彭醢見錯受
戮周魏見辜受サ人後受禍敗之辱し
こり葉荷樊會韓信彭越乙貞高祖の程
たら一失がくはまよがくれ唐朝のりかた

らん我朝より保元平治代に於て御内侍
事若村一時ノ新大納言不満不際
いふせんするも人致のいきる少去内大臣
盛公ハ其後以て久しく名はれ至矣に至る
そく中納車原代せき房子マス人隨人二三人
はア失く身して我れし毫布衣著てヒム
シタリ者アリ畢竟不かたり入内
を初キミ人思ハレトヒタリ、ハ宣程の大
事出来たうふし人々の匂ひタリ内府の事

多ハ天下の大事を大事とひづれ程
に事ありて平昔と修れりれど人ニルも受け
手無具をなふゝ者也あたゞと有り
内府に至らず大納言をいかよ志けるをすん
今之程は死さい流罪小なり左はくとかけ
えみめすりへ侍の存する上に立てぬだと云
方々立本をすらじしちへたる一間から
所外口ひからねりかく御出東北れ
あた大納言は見えられたりあくまほり

只今も通うべとねとはれらの業のよ
とく大納言がそのゆきり内府をスギテ
地主ほどのをスギリに見是よりは
れしより是が事もあら事といひもあらをすたろ
事ありぬるのをばしたゞせはげりと
お詫思ひをりそばくとあさりゆきりしる
大臣父のけふやんかておふらん御命をうり
やうけゆゑて思へど哉れもいづこすまらしと
れとしタれく宣ふた後よりお詫の乱の

とくせぬをうそは愚をりて命をばれ
をも位正ニ位官大納言がうそと一聲ふた声
了成侍ぬせよせよも報くのとくおおおもひ
ぬ今度比命はうそを曰くいはせゆか
か鷹と高野梓川をもあくとほく一筋ふ後
生のはものをせんりのうかはれよ思はく
重慶かうてうそをうそとほくゆもひ
少命少かうすりとほくと立れえれいかくに
ゆくはくとしかじくまほのみせうかれくる

かねのめしよれぬ。もじれたりとゆき。そのゆき
あ、もろらむれも。者共をうえあか。
我身は事とす。事とて是とからし。しきやん
ゑむねせきりく。いはとあつて。うそとふ
あをほと。今と。ゆゑと。思ひのひる。内
大臣へれ。くに。程。いはと。うきひん。あし
寄りうといと。おととすと。くとて。ゆりきしての
ちり。今。か物。むを。翁。くわしく。もあさき
多大臣。入石。あひだ。くたり。れ。入石。宣

多大納言むほんの事と。れ。のれ。うち。左山殿
兼之。く。ねめ。ア。れ。も。く。罪。と。行。ハ。る。て。た。る。て。ゆ。や。ら。む
事。し。た。ろ。う。や。た。今。た。ま。す。も。あ。を。と。宣。ひ
乞。は。ま。で。き。不。元。ん。の。事。に。そ。社。ひ。か。ル。大。納。言
失。れ。ん。事。と。よ。く。く。四。は。の。ひ。く。一。七。總
修。渾。大。丈。の。手。に。一。の。久。高。院。に。め。し。い。う。乳
そ。よ。り。か。乃。て。家。く。と。ゆ。く。す。す。位。正。二。位。官
大。納。言。ア。の。ほ。く。三。當。時。君。と。ひ。い。と。し
し。者。く。そ。我。身。か。ね。を。う。セ。と。そ。た。ら。ち。

小かくへとは爲らん事といふ者をもむ
かく用へきまれんことを志じ一事にそいづいよ
不ほの事にそひハジヤシセ天神と時平の大だ
ヒルタクタリハ重れまほら小坂たゆて面乃
支の左大臣ハ多田新發トさんえんにきて後彌吉
六経されりをのくす實あくられとり流され
せきもひいきられスル延喜聖主寺和門ノ乃
カニ事より中傳へたる上古村かくのひと
ハシムや中代をや聖主於山の下傳ゆ

ハシムや允丈をや季トハ山寺のゆへ一思狀
もすへたる所、ハシム事より後悔先ふ多
とあぢやひへ既にかく免してたれひうへいそま
矢つれすとよかのうへかく免を犯罪ば
かきしたまへ多きの被くせよ功のうへかく免を
夜かくを知らん事ある處うへとありひれ
れぬ入石をくわゆをナシて云事もあがめ、ち
アタれ候内大臣かく欲えよしるハ重盛か乃

大納言ろ、りとしゆじくしてひされり、又大納言
乃むちやか様にちりくあらゆはりとてやとや思ひ
ひづん其役にそひつゝせの爲君の爲となつて
わゆ也。一とあ保元逆乱の起故か納言入内信西、
北權乃時よのい當て本朝の後そくかり
死罪をやれり、左府の元を實檢せられし事
かし、すりあらば少政とされ、えへりく、古人乃
節はるゝ死罪を行はされ、むほんの罪役へ
うる此役もひして中二ひゆうと平治小事生

来々信西ういチレたりへけぬにて兵を切
そそとけれども保元少政事あらすらむくして
車上ふむきれひす思ひがちられてたを説く
ひいゝあれさせめろ朝敵より非ばく
かそれゆるへ、由車宋花を珍所あけれ乍ら、
たけすみに事なまんがふく跡にてしづん
昌五指の手、タケ志く善の承了に余
度なり志やく思ひ家すく余缺と仰るとわざ
承れされと周て文王と大云て小命せしを

木の上を仰ぎ小笠と唐木大京山張
温古をたゞ後又寝起てこゝへうり又善を
なむえと別休微報あくそと行一則咎徵
之もとしやたり又世を志川先も事と琴うを
かすのかと大急おほき時々小強後に
たまち難天てやれ帝も仰られきなと
たまくから筆氣ハ實じつしや思はれん
ん今夜切きりた事と思ゆき。更また昔日を暮小
内大臣うち大臣とおなじおなじおなじのうを心安の

良秀よしむとまう金侍共きみを免めんと比ひひ
タると仰あひされとて重盛しげとせりて左右
を大納言だいのうげんを失失ふ事有あすあはのたち
すすのけけうと改かを後悔ごひ先さき立たくま
くも事志じとして重盛しげもむかとすす先
うれきと武士士三吉さんきちを振ふれちゆゆけなくなり
と義弟ぎていと大納言だいのうげんがおけなくなり
たまち返かへくお性せいとすりゆゆゆきうん所
をばってからさらへた忠清京家きょうけいの者

たゞよなにとも入らぬ、不修らう、とわからぬ
トシテ、うる、あらへ者をかあやどより
じゆいづれと難波の次郎源氏かの大郎太
衆入り

平家物語卷之二終

